

学校給食ニュース vol.109 09年2月号

発行:学校給食全国集会実行委員会 <http://gakkyu-news.net/jp/> E-mail desk@gakkyu-news.net

今月のトピックス

学校給食実施基準が改定されました

2008年10月23日、文部科学省は「学校給食における食事内容について」とする通知を出し、学校給食実施基準を改定しました。現在のところ、現行学校給食法に基づくものですが、そのまま改定学校給食法による2009年4月以降の実施基準となる可能性もあります。

以下に、通知文を掲載するとともに、2003年5月の旧基準との比較を整理しておきます。(編集)

■学校給食摂取基準の変更点

摂取基準については、旧基準から項目ごとに基本的な考え方が書き換えられています。基準数値上もつとも変更されたのは「たんぱく質」と「カルシウム」です。

たんぱく質では、「高たんぱく質・高脂質の食事試行を助長しないよう」と、目標範囲を定めるとともに基準値を引き下げています。

カルシウムでは、旧基準よりも基準値が増えているとともに(割合は同じ)、新たに摂取することが望まれる「目安量」を「目標値」として設定し、「可能な限り目標値の摂取に努めること」としています。

ナトリウム(食塩相当量)は、低学年で基準値が下げられました。

鉄については、旧基準よりも強い表現で摂取の確保を求めています。

そのほか、食物繊維の基準値が減らされ、マグネシウムの基準値は増やされています。

■学校給食における食品構成の変更点

旧基準では、「植物性たんぱく質の豊富な豆の摂取等についても配慮すること」と、大豆製品を推奨するような

記述が入っていましたが、新基準では豆類についての表記がなくなりました。

また、カルシウム摂取について、旧基準では「小魚類を摂取することは重要」としていましたが、新基準では小魚類の特記はなくなりました。

牛乳に関しては、旧基準では「飲用に努めること」とありましたが、新基準では、「牛乳等についての使用に配慮すること」とあります。しかし、摂取基準では、牛乳飲用を前提にしたたんぱく質、ビタミンB₂の基準設定になっています。

■学校給食の食事内容の変更点

食育基本法、食育推進基本計画、学校給食法改定などを受けて、大幅に書き換えられています。特徴的なことは、学校給食の献立作成に対して、明確な「目的」を求めている点です。

- ・使用する食品や献立のねらいを明確にした献立計画を示すこと
- ・各教科等の食に関する指導と意図的に関連させた献立
- ・地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れる
- ・日常または将来の食事作りにつなげることができるよう、献立名や食品名を明確にした献立

さらに、調理に対しての記述も増え、調理そのものに対して「調理技術の向上に努めること」という記述が入るとともに、学校給食を「家庭における日常の食生活の指標となるよう配慮」を求めています。

学校給食における食事内容について

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

各都道府県知事 殿

各都道府県教育委員会教育長 殿

20文科ス第754号 平成20年10月23日

文部科学省スポーツ・青少年局長 山中伸一

このたび、平成20年10月23日付けをもって、別紙1及び別紙2のとおり「学校給食実施基準」(昭和29年文部省告示第90号)及び「夜間学校給食実施基準」(昭和32年文部省告示第28号)の一部をそれぞれ改正し、義務教育諸学校及び夜間課程を置く高等学校における学校給食の児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準に改訂を行いました。併せて別表のとおり「特別支援学校の幼児1人1回当たりの学校給食摂取基準」も改訂しました。

ついては、別記のとおり、このたびの改訂の趣旨を御理解いただくとともに、改訂の趣旨を踏まえた学校給食の食事内容の充実等が図られるよう願います。

なお、この学校給食摂取基準は、全国的な平均値を示したものであり、適用に当たっては、学校や地域の実情等に十分配慮した弾力的な運用に努めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所轄の学校及び学校法人に対してこの趣旨を周知されるとともに、適切に指導するよう願います。

なお、平成15年5月30日付け文科ス第121号「学校給食における食事内容について」は廃止します。

記

1 学校給食摂取基準について

(1)学校給食における摂取基準(以下「学校給食摂取基準」という。)については、義務教育諸学校の児童生徒においては、学校給食実施基準別表(別紙1)に、夜間課程を置く高等学校の生徒においては、夜間学校給食実施基準別表(別紙2)に、特別支援学校の幼稚部の幼児

または、高等部の生徒においては、別表にそれぞれ掲げる基準によること。

(2)これらの学校給食摂取基準については厚生労働省が定める「日本人の食事摂取基準(2005年版)」(以下「食事摂取基準」という。)を参考とし、その考え方を踏まえるとともに、文部科学省が平成19年度に行った「児童生徒の食生活等の実態調査」(以下「食生活等実態調査」という。)結果を勘案し、児童生徒等の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものである。したがって、本基準は児童生徒等の1人1回当たりの全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の児童生徒等の健康状態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に適用すること。

(3)学校給食摂取基準についての基本的な考え方は次のとおりである。

エネルギー

エネルギーについては、学校保健統計調査から児童生徒等の標準体重を求め、食生活等実態調査結果を参考として、身体活動レベル1.75を用いて算出した1日の必要量の33パーセントとした。

たんぱく質

食事摂取基準においては、成長期のたんぱく質の算定方法が変更になったことから、たんぱく質の推奨量が「第6次改定日本人の栄養所要量」より低い値となっている。しかし、主菜の量、児童生徒等の嗜好及び学校給食においてカルシウムの供給源としての牛乳が通常毎日提供されていること及び食生活等実態調査結果などを勘案すると、基準値は現行程度が適切と考えられる。よって、食事摂取基準の推奨量(1日)の50パーセントを基準値とした。また、高たんぱく質・高脂質の食事嗜好を助長しないよう食事摂取基準の推奨量(1日)の33パーセントから食生活等実態調査結果の摂取量1日分の40パーセントを範囲とした。

脂質

脂質の過剰摂取は、肥満並びに血中コレステロール値などの問題も指摘されることから、将来の生活習慣病予防の観点から、脂質の基準値は、現行同様に脂肪エネルギー比率で示し、総エネルギー摂取量の25～30パーセントとした。

ナトリウム(食塩相当量)

ナトリウムについては食事摂取基準において、生活習慣病予防の目的から過剰摂取対策として、成人女性1日あたり8グラム、男性は1日あたり10グラム未満を目標量としている。1～11歳については、推定エネルギー必要量に応じて目標量を設定していることから、学校給食においては、その33パーセント未満を基準値とした。

カルシウム

カルシウムについては、食生活等実態調査結果や平成14年に独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施した「児童生徒の食事状況調査」の結果から、家庭において不足している実態を踏まえ、食事摂取基準の目標量(1日)の50パーセントを基準値とした。

また、食事摂取基準においてはさらに摂取することが望まれるカルシウム量として目安量を示していることから、学校給食においては摂取することが望まれるカルシウム量を目標値として示したので、可能な限り目標値の摂取に努めること。

鉄

鉄については、食事摂取基準の推奨量(1日)の33パーセントとした。鉄の摂取は、家庭はもとより学校給食においても容易でないことから、学校給食においては献立の創意工夫を行い、摂取の確保に努めること。

ビタミン類

ビタミンについては、基本的には食事摂取基準の推奨量(1日)の33パーセントとした。ただし、日本人が欠乏しやすいビタミンB₁は食事摂取基準(1日)の40パーセントとし、ビタミンB₂についても牛乳1本(200ミリリットル)をつけると1日の推奨量の40パーセント程度となることから、食事摂取基準(1日)の40パーセントとした。なお、ビタミンAについては食品の選択の幅を確保するという観点から、1日の推奨量の33パーセントを基準値とし、その3倍までを摂取範囲とした。

食物繊維

食物繊維については、食事摂取基準において、成長期の必要量は示されていないが、成人の場合、1,000kcal当たり10グラムが望ましいと規定されており、食生活等実態調査における排便に関する調査結果を踏まえ、現行より若干減じて基準値とした。

マグネシウム及び亜鉛

マグネシウムは食事摂取基準の推奨量(1日)の50パ

ーセント、亜鉛については、33パーセントを望ましい数値とした。

2 学校給食における食品構成について

食品構成については、学校給食摂取基準を踏まえつつ、多様な食品を適切に組み合わせ、食に関する指導や食事内容の充実を図ること。また、各地域の実情や家庭における食生活の実態把握の上、日本型食生活の実践、我が国の伝統的な食文化の継承について十分配慮すること。

さらに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施した「児童生徒の食事状況調査」によれば、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であり、カルシウム摂取に効果的である牛乳等についての使用に配慮すること。なお、家庭の食事においてカルシウムの摂取が不足している地域にあつては、積極的に牛乳、調理用牛乳、乳製品、小魚等についての使用に配慮すること。

3 学校給食の食事内容の充実等について

(1) 学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任、栄養教諭等が給食時間はもとより各教科等における食に関する指導に学校給食を活用した指導が行えるよう配慮すること。

献立に使用する食品や献立のねらいを明確にした献立計画を示すこと。

各教科等の食に関する指導と意図的に関連させた献立作成とすること。

地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒等が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮すること。

児童生徒等が学校給食を通して、日常または将来の食事作りにつなげることができるよう、献立名や食品名が明確な献立作成に努めること。

食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めること。なお、実施に当たっては財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考とすること。

(2) 献立作成に当たっては、常に食品の組み合わせ、調理方法等の改善を図るとともに、児童生徒等の嗜好の偏りをなくすよう配慮すること。

魅力あるおいしい給食となるよう、調理技術の向上に努めること。

食事は調理後できるだけ短時間に適温で提供すること。調理に当たっては、衛生・安全に十分配慮すること。

家庭における日常の食生活の指標になるように配慮すること。

(3) 食器具については、安全性が確保されたものであること。また、児童生徒等の望ましい食習慣の形成に資するため、料理形態に即した食器具の使用に配慮するとともに、食文化の継承や地元で生産される食器具の使用に配慮すること。

(4) 喫食の場所については、食事にふさわしいものとなるよう改善工夫を行うこと。

(5) 望ましい生活習慣を形成するため、適度な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠という生活習慣全体を視野に入れた指導に配慮すること。

4 特別支援学校における食事内容の改善について

(1) 特別支援学校の幼児、児童及び生徒については、障害の種類と程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、学校給食摂取基準の適用に当たっては、個々の児童生徒等の健康状態や生活活動の実態、地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用するとともに次の点に留意すること。

障害のある児童生徒等が無理なく食べられるような献

立及び調理について十分配慮すること。

食に関する指導の教材として、障害に応じた効果的な教材となるよう創意工夫に努めること。

(2) 特別支援学校における児童生徒等に対する食事の管理については、家庭や寄宿舎における食生活や病院における食事と密接に関連していることから、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医、主治医及び保護者等の関係者が連携し、共通理解を図りながら、児童生徒等の生活習慣全体を視野に入れた食事管理に努めること。

5 その他

学校給食摂取基準の改訂に際し、文部科学省に調査研究協力者会議を設置し、検討を行ったので、「学校給食における食事摂取基準等について(報告)」と改訂に際し基礎資料として実施した「児童生徒の食生活等実態調査結果」を参考とされたいこと。

[お問い合わせ先]

学校健康教育課学校給食係

電話:03-5253-4111(代表)(内線2694)

FAX:03-6734-3794

編集注:別紙1、別紙2、別表は割愛しました。以下のホームページで全文を入手することができます。

学校給食における食事内容について(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08110511.htm

今月のピックアップ 2

2009年度予算案にみる食育・学校給食政策

2009年4月より、改定学校給食法が施行されます。「ゆとり教育」の見直しなどにより、学校教育が大きく変わろうとしている中で、4月からの学校給食、栄養教諭制度、食育などはどのようになるのか、文部科学省の予算案、および各省庁の食育予算案から今後の方向性が見えてきます。

今後、予算案の決定、国会審議等により変わってくると思われませんが、主な方向性として見てください。

学校給食については、学校給食法改定により「食に関する指導の手引き」の改訂が年度内に行われる予定であることが分かります。そのほか、栄養教諭の充実や都道府県各1名程度の定数増加、学校給食の充実に関しては地場産品供給モデルなどで、施設設備や調理面などについての支援措置などはとられていないようです。(編集)

■平成21年度文部科学省概算要求

【食育推進プランの充実】

09年度要求額6億3000万円 (+1億7600万円)

概要:子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増大など健康への影響が問題となっているため、栄養教諭が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、子どもに望ましい食習慣や食に関する正しい理解と適切な判断力などを身に付けさせるとともに、学校給食における地場産物の活用を促進するなど、学校における食育の推進、学校給食の充実を図る。

◆栄養教諭を中核とした食育推進事業【新規】

・栄養教諭を中核とした食育推進のための先進的な取組を全国で展開する事業を実施。

141地域(各都道府県3地域)

◆「食に関する指導の手引」の改訂【新規】

・学習指導要領の改訂及び学校給食法の改正に伴い、「食に関する指導の手引」を改訂。

◆学校給食における新たな地場産物の活用方策等に関する調査研究【拡充】

・学校給食における地場産物の活用が促進されるよう、地場産物の供給体制を整備するとともに、年間を通して学校給食で安定的に供給できるようにするための方策等について調査研究を実施。

20地域 → 47地域

【教員の子どもと向き合う環境づくり】

◆義務教育費国庫負担金

義務教育費国庫負担制度は、公立の小・中学校(中等教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校の小・中学部の教職員の給与費について都道府県が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。

・教職員定数の改善【新規】

子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、教職員定数の改善を図る。

【内訳】

①主幹教諭によるマネジメント機能の強化	896人
②教員の事務負担の軽減(事務職員定数の充実)73人	
③特別支援教育の充実	434人
○小・中学校の通級指導の充実(352人)	
○特別支援学校のセンター的機能の充実(35人)	
○養護教諭定数の充実(47人)	
④外国人児童生徒への日本語指導の充実	50人
⑤食育の充実(栄養教諭定数の充実)	47人
計	1,500人

【家庭の教育力の向上】

09年度要求額 19億9500万円(+5億1000万円)

概要:子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組を推進するため、地域

の子育て経験者、民生委員、保健師などの専門家が連携し、「家庭教育支援チーム」を構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援を促進する。

◆地域における家庭教育支援基盤形成事業【拡充】

「家庭教育支援チーム」(282地域)の充実のため、メンター<助言者>を追加配置。

◆子どもの生活習慣づくり支援事業【新規】4億7800万円(概算要求書)

子どもの生活習慣づくりを支援するため「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進し、子どもの生活リズム向上のため、これまでの調査研究成果をもとに普及モデルの検証を行う。

(概算要求主要事項の説明より)

家庭における食事や睡眠など、基本的な生活習慣の乱れに起因した子どもたちをめぐる問題に地域一丸となって取り組むため、平成20年度まで3年間実施した「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における先進的な実践活動等についての調査研究成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着を図る普及モデルの検証を行う。

■概算要求主要事項説明より

食育推進プランの充実

(1) 要求要旨

近年、我が国の食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏食、朝食欠食など、子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増大など健康への影響が問題となっており、学校教育において、児童生徒に正しい食事のとり方や望まし

い食習慣を身に付けさせるなど、食に関する指導の充実が喫緊の課題となっている。

このため、文部科学省においては、平成17年度に制度が創設された栄養教諭が中心となり、学校・家庭・地域が連携しつつ、子どもに望ましい食習慣などを身に付けさせることができるよう、学校における食育を推進する。

(2) 要求内容

① 栄養教諭を中核とした食育推進事業【新規】

2億5136万円

栄養教諭を中核とした食育推進のための先進的な取組について全国で展開する事業を実施する。また、児童生徒の食生活が健康等に及ぼす影響の調査及び事業の効果の分析等を併せて行う。

食育推進事業:都道府県教育委員会又は市区町村教育委員会へ委託141地域(各都道府県3地域)

調査研究事業:民間団体へ委託2団体

② 「食に関する指導の手引」の改訂【新規】5583万円

学習指導要領の改訂及び学校給食法の改正がなされたことに伴い、「食に関する指導の手引」を改訂する。

全国の小・中学校へ配布(4009万円)

③ 学校給食における新たな地場産物の活用方策等に関する調査研究 8731万円

学校給食における地場産物の活用が促進されるよう、地場産物の供給体制を整備するとともに、年間を通して学校給食で安定的に供給できるようにするための方策等について調査研究を行う。

民間団体へ委託:20団体→ 47団体





■食育関連予算案(内閣府まとめ)

【省庁別の予算総額】

内閣府食育推進室 1億9800万円(−3900万円)
 内閣府食品安全委員会 1億円(−1600万円)
 文部科学省 17億8700万円(+6100万円)
 厚生労働省 8億7000万円(−1400万円)
 農林水産省 69億3900万円(−30億1100万円)
 注)農水省は、このほか、「食の安全・安心確保交付金」、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「地域バイオマス利活用交付金」などの事業がある。

【分野別の事業項目】

1. 家庭における食育の推進

【内閣府食育推進室】

・食育普及啓発等

【文部科学省】

・子どもの生活習慣づくり支援事業
 ・家庭教育手帳の作成
 ・栄養教諭を中核とした食育推進事業(栄養教諭を中

核とした食育推進のための実践的な取組について、全国で展開する事業を実施する。また、事業の分析・効果測定等を併せて行う)

- ・食育推進交流シンポジウムの開催
- ・(要求なし)子どもの生活リズム向上プロジェクト、子どもの健康を育む総合食育推進事業
- 【厚生労働省】
- ・「健やか親子21」による母子保健活動の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進

【文部科学省】

- ・栄養教諭育成講習事業
- ・栄養教諭を中核とした食育推進事業[再掲]
- ・栄養教諭の専門性の高度化に関する先導的プログラムの研究開発
- ・郷土料理等を活用した学校給食情報化推進事業(学校給食の献立に取り入れられている地域の郷土料理等を紹介するとともに、これらを教科等における指導等に活用できるよう解説や手引、レシピ集をデータベース化する)
- ・学校における食育の推進と理解促進のための啓発資料の作成・配布(食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことの重要性等について、教員等が保護者等関係者に対し効果的に伝えるための資料を作成する)
- ・「食に関する指導の手引」の改訂
- ・食育推進交流シンポジウム[再掲]
- ・食生活学習教材の作成・配布(児童生徒が自らの食生活を考え、食に関する実践力を身に付けることができるようにするため、小学校低学年から継続した食に関する指導を行うための学習教材を作成し、配布する)
- ・豊かな体験活動推進事業(農林水産省、総務省と連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」のうち、農林水産省が指定するモデル地域を活用して、1週間程度の長期宿泊体験、自然体験活動等を行う小学校をモデル校に指定し、農山漁村での長期宿泊体験活動の取組を推進)
- ・学校給食における新たな地場産物の活用方策等に関する調査研究

・学校給食の衛生管理等に関する調査研究(「学校給食衛生管理基準」を順守するための方策や改善策についてのマニュアルを作成する。また、厚生労働省による食事摂取基準の改定を踏まえた学校給食における基準改定のため、児童生徒の栄養素の摂取状況の調査等を行う)

【農林水産省】

- ・「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発
- ・地産地消の推進

以下、3～7は省略

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

平成21年度文部科学省概算要求等の発表資料一覧

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/09/08082905.htm

内閣府まとめ 平成21年度食育関連予算案

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/budget/index.html>

2009学校給食全国集会 「学校給食を通して食の安全と信頼をつくろう」

原油価格の乱高下、世界の穀物需給が厳しくなる中で、食品の値上げが相次ぎました。秋には、世界的な経済不安も起こり、さらなる生活の厳しさが現実になろうとしています。その一方で、食の安全性や信頼をおびやかす事件や事故が収まりません。2008年秋には、農水省が食用にできない汚染米の販売を見逃していたという衝撃的な事件も起こりました。そのほかにも、中国産ギョウザの農薬事件や、メラミンを入れた乳製品などの事件などが起きています。

学校給食も経済の影響、食の安全性についての影響を受けており、食材の選定、献立作成、調理の苦勞がたえません。

2009年4月には、改定学校給食法が施行されます。新たな学校給食実施基準、衛生管理基準と、食育や地場産の関わりなど課題や取り組むべきテーマも山積しています。民間委託、PFIによるセンター整備など合理化の動きもあります。

今、学校給食は何を目指すべきか、何ができるのか、考える集会です。

日時:2009年3月20日(金・祝日) 12:00～16:00

場所:社会文化会館・三宅坂ホール(東京都千代田区)

交通:永田町駅(有楽町線、半蔵門線、南北線)、国会議事堂前駅(丸の内線、千代田線)

参加費:1000円 申し込みの必要はありません。直接お越しください。

主催:学校給食全国集会実行委員会(自治労、日教組、日本消費者連盟、全国学校給食を考える会)

(なお、当日午前中に、全国学校給食を考える会主催で学校給食関係の学習会が開催されます。

詳細は次号および学校給食ニュースホームページで案内します)

Q&A

アレルギー対応と弁当持参について

学校給食に関する疑問、質問を、全国学校給食を考える会の会員(栄養士、調理員、保護者ら)がそれぞれの立場で回答します。質問をお待ちしています。

Q:アレルギーです。弁当を持たせたいが子どもの精神的負担も心配です。

●回答1:全国学校給食を考える会顧問・里見宏

もう少し質問が具体的だと、質問にあった助言ができるので例をあげて答えます。

例えば「牛乳と大豆とそばなど13種類の食品でアレルギーと言われていました。これだけあるので弁当を持たせたいが、子どもの精神的負担も心配です」という保護者がいたら、私は次のように助言します。「13種類のうち主要な食品も入っていますから、学校に相談しても『弁当にしてくれ』と言われるでしょう。その時に、教員にも子どもにも負担のかからない対処と、クラスの子もたちがアレルギーという病気をきちんと理解して、いじめや無理強いが起きないようにしてくれるように申し入れて、きちんと実行してもらわないとダメですよ。一番不安なのはアレルギーのお子さんでしょうから、情報をきちんと嘘を入れないで伝えることが必要です。不安を感じている人の多くは情報が足りないということから起きています。もし学校が給食でも対応してくれるというなら、保護者はその条件をきちんと出してください。子どもの命にかかわる場合もあるので、遠慮は無用です。ただし、やわらかく話し合ってください」というように具体的にになります。

これが「牛乳だけです」と言ったら、「給食を食べても牛乳は飲まないということ、クラスの子もたちにも説明してもらい、牛乳アレルギーについても担任にきちんと説明してもらってください」となります。

●回答2:栄養士(自校調理・独自献立・食材個別購入)

子どもにとって何が、どうすることが一番良いのかと考

えるべきだと思います。もう少し、学校を信頼してほしいと思います。アレルギー対応にどれだけ学校側が対応できるか、一概に言い切れません。

各クラスにおいては、アレルギーのため学校給食が食べられない児童がいるということ、クラス全員で考えることが大切だと思います。個々の食を考える時期だと思います。

●回答3:元保護者

学校側は児童生徒のアレルギーを個人情報と考えているので相談なども個別で行なっているようですが、以下は保護者があえてオープンにしたことでまわりによく理解してもらえた事例です。

担任はその子がなぜ食べられないかなどはきちんとクラスの子どもに話していましたが、それ以上に効果があったのは、親が保護者会で、子どものアレルギーのこと、給食対応(除去食・弁当など)のことなどを話したことでした。すると「実はうちの場合は…」と何人かが子どものアレルギーを話し始め、さまざまな情報のやり取りもでき、それぞれの保護者も心理的負担から開放されたのかほっとした空気が流れ、アレルギーのことを自然に話せるようになったそうです。そのクラスは給食室から除去食が届かないと、他の子が「どうしてないの?」と取りに来るのだとか。

今の学校給食現場の煩雑な状況で、アレルギー対応を学校に求めることに私は不安があります。調理員さんも栄養士さんも一生懸命「できるだけ似たような給食を食べさせたい」と頑張っています。でも、人手も設備も必要で、そういうものがある程度揃って対応が可能になるのだと思います。アレルギー児童が増え、対応にも限界があります。2008年の夏期学校給食学習会で会場から、「自分の経験から、アレルギー食を特別に考えなくとも、食材そのものを精選することである程度の症状は緩和できるように思う」という発言がありました。給食がそうなることを願います。

時事情報

ホームページ・新聞等からの情報

●輸入冷凍野菜を国産と偽装、学校給食にも

東京都中央区のキャセイ食品が、長崎県南島原市の長崎工場で、輸入冷凍野菜を国産と偽装していた。2001年1月から発覚した2008年10月までに、国産原料に外国産野菜冷凍食品を混入させて、野菜冷凍食品を製造、国産品として一般向けに約248トン・卸業者10社、業務用約450トン・卸業者16社に販売した。このうち約5割が輸入原料であった。輸入原料としては、中国産(さといも、にんじん、ブロッコリー、キヌサヤ、小松菜、インゲン、グリーンアスパラ、カリフラワー、オクラ、大根葉計10品目)、アメリカ産(グリーンピース)。新聞各紙によると、学校給食では17道府県で偽装冷凍野菜を使用していたとみられる。文部科学省の「学校給食における食品の安全確保に関する通知等」では、この混入についての記述はない。

キャセイ食品株式会社における野菜冷凍食品の不適正表示に対する措置について(農水省)

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/081114_1.html

●北九州市が中国産ピーナツから残留農薬を検出

北九州市教育委員会学校保健課は、2008年11月10日に「学校給食用食材から農薬が検出された件について」と報道発表を行った。学校給食で使用した中国産ピーナツから農薬BHC(ベキゼンヘキサクロリド)が0.02ppm検出されたことを発表した。事前に納入業者から提出された農薬検査書では未検出(下限0.01ppm)となっていた。安全性が確認できるまで当面使用を中止するという。

学校給食用食材から農薬が検出された件について

<http://www.city.kitakyushu.jp/file/03010200/happyou/081110kyuusyoku.pdf>

●奈良市の中学校選択制給食

奈良市では、2006年10月より、学校給食未実施の中学校で外注弁当併用選択制の学校給食をモデル導入した。2校からはじめ、2007年度に4校加えて6校、2008年10月からは5校加えて未実施の11校すべてでの導入がはじめられた。実施当初は、1食330円であったが、08年10月からは既実施校も含めて1食400円に値上げされた。理由は「諸物価の値上がり」「食材の高騰」としている。奈良新聞08年11月2日付によると、利用率は初年度平均10.2%、07年度は8.0%、20年度9月末まで月平均5.9%と利用率は落ち込んでいるという。

奈良市、中学校モデル給食始まる

<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1161247419473&SiteID=0&ParentGenre=1000000000641>
奈良市教育委員会、弁当選択制による中学校給食費の値上げについて <http://www.naracity.ed.jp/heijouhigashi-j/oshirase/pdf/0809neage.pdf>

●調理員〇157保菌で給食代替措置

●愛知県一宮市で異物混入

●宮城県気仙沼市、PFIセンター導入か？

平成20年度版食育白書から

平成20年度食育白書が2008年10月28日に閣議決定され、公表されています。

内閣府食育推進のホームページで全文を公開していますので、ぜひ一度ご確認ください。(編集)

■食育推進基本計画の目標数値から

食育推進基本計画にある目標に対しての現状がとりまとめられています。

そのうち、「朝食を欠食する国民の割合」については、
子ども 4.1% (H12)→3.5% (H17) 目標0%
20歳代男性 29.5% (H15)→30.6% (H18)
30歳代男性 23.0% (H15)→22.8% (H18)
20・30歳代男性 目標15%以下

とされており、子どもに関しては、統計の取り方の問題があるとしながらも目標に近づいていること、一方、20歳代、30歳代の男性についてはほとんど変化がないことが読み取れます。

「学校給食における地場産物を使用する割合」については、

21.2% (H16)→ 23.8% (H17) 目標30%以上

となっており、微増はしていますが、目標までには開きがあります。

「都道府県市町村の食育推進計画」の動向については、別途表の通り、都道府県では2008年度中に策定が完了する見通しです。一方、2008年6月現在で市町村では約15%しか策定が進んでおらず、4割が作成予定なしとしています。

北日本新聞08年11月5日付けでは、富山県の計画策定状況について記事を掲載し、市町村で計画策定が進まない要因として、食育の関係部局が多く、「分野ごとに部局が割り振られた行政では一元的に扱う部署が設けにくい」ことをあげるとともに、「推進計画自体が『縦割り』を

脱却し、横断的な取り組みを進める土台にもなる」と指摘しています。

■学校における食育

「第3章 学校、保育所等における食育の推進」では、栄養教諭の役割、取り組み、配置の現状について記述しています。また、2008年3月の小・中学校学習指導要領改訂によって、「学校における食育の推進」が明確に位置づけられたこと、「家庭科、保健体育科等、関連する各教科等における食育の観点からの記述の充実」を行ったとしています。

学校給食については、現状をまとめたうえで、地場産物の活用推進については、6つの効果を列挙しています。

- ① 子どもが、より身近に、実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができる。
- ② 食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解することができる。
- ③ 地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいざくことができる。
- ④ 「顔が見え、話しができる」生産者等により生産された新鮮で安全な食材を確保することができる。
- ⑤ 流通に要するエネルギーや経費の節減、包装の簡素化等により、安価に食材を購入することができる場合があるとともに、環境保護に貢献することができる。
- ⑥ 生産者等の側で学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。

さらに、白書では、学校給食法の成立から今日まで経緯や今回の改定について詳細に記述しています。

平成20年版食育白書

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/>

()内数値:%

		食育推進計画の作成状況			
		作成済	作成中	作成予定	作成予定なし
都道府県 <47>		45(95.7)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
市町村	政令指定都市 <17>	13(76.5)	3(17.6)	1 (5.9)	0 (0.0)
	市区町村 <1794>	259(14.4)	205(11.4)	599(33.4)	731(40.7)
	計 <1811>	272(15.0)	208(11.5)	600(33.1)	731(40.4)

都道府県	市町村数	計画作成市町村数	都道府県	市町村数	計画作成市町村数
北海道	180	15	滋賀県	26	4
青森県	40	10	京都府	26	3
岩手県	35	8	大阪府	43	7
宮城県	36	10	兵庫県	41	9
秋田県	25	0	奈良県	39	4
山形県	35	6	和歌山県	30	1
福島県	60	2	鳥取県	19	1
茨城県	44	0	島根県	21	9
栃木県	31	8	岡山県	27	5
群馬県	38	10	広島県	23	5
埼玉県	70	1	山口県	20	2
千葉県	56	3	徳島県	24	1
東京都	62	18	香川県	17	7
神奈川県	33	5	愛媛県	20	2
新潟県	31	9	高知県	34	2
富山県	15	1	福岡県	66	11
石川県	19	3	佐賀県	20	3
福井県	17	10	長崎県	23	11
山梨県	28	4	熊本県	48	7
長野県	81	11	大分県	18	5
岐阜県	42	5	宮崎県	30	1
静岡県	41	12	鹿児島県	46	9
愛知県	61	12	沖縄県	41	0
三重県	29	0	合計	1811	272

内閣府食育推進ホームページより

都道府県・市町村の食育推進計画の作成状況

(平成20年6月現在)

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/work/>

学校給食ニュース 109号

発行:学校給食全国集会実行委員会

編集:学校給食ニュース編集事務局

会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み)

〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15

第2五月ビル2階 大地を守る会気付

全国学校給食を考える会

お問い合わせは…全国学校給食を考える会

電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590

E-mail kyushoku@daichi.or.jp (購読・会費等)

E-mail desk@gakkyu-news.net (内容・投稿等)

学校給食全国集会実行委員会構成団体

●全日本自治団体労働組合・現業局

東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)

●日本教職員組合・生活局

東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)

●日本消費者連盟

東京都目黒区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)

●全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。
ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他()です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。